

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

（液体燃料を使用する器具）

- 第22条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。
 - ア 別表第3の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
 - イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
 - (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - (3) 容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
 - (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
 - (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
 - (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
 - (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
 - (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - (9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。
 - (9) の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器（同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）のうち、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の種別及び周囲の可燃物等の消火に適応したものに限る。）の準備をした上で使用すること。
 - (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
 - (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
 - (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
 - (13) 亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定める者に行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、一部改正〔昭和24年条例第26の3号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕

【趣旨】

本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の暖房用器具、調理用器具の取扱いについて定めたものである。

「設備」とは、使用形態上、容易に移動できないものをいい、移動式ストーブ、移動式こんろ等の容易に移動可能なものについては、火を使用する「器具」として取り扱い、本節において規定している。火を使用する器具は、移動可能であり手軽に取り扱いことから、近年の技術革新に伴い、多種多様なものが市民生活の中に普及してきている。

本条は、火を使用する器具全般の規制に関する基本規定であり、第23条から第26条に規定され

【第22条（液体燃料を使用する器具）】

ている火を使用する器具（固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生のおそれのある器具）の位置、構造及び管理の基準について本条を準用する旨の規定を設けている。

【解説】

1 液体燃料を使用する器具による火災危険（例）

液体燃料を使用する器具を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	灯油ストーブを点火状態で外出したところ、当該ストーブの上に干していた衣服がストーブの上に落下して火災化する。	・可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
□	移動式灯油ストーブの給油後にカートリッジタンクを本体に入れる際、ふたを止めるピンをタンク挿入部に接触させたため、そこから灯油が漏れ出し、そのまま気付かず点火し、火災化する。	・燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
□	木製の床板に置かれた石油小型給湯器から出る熱について、木製の床板に長年その熱が蓄えられたことにより、床板が徐々に炭化し、低温着火（※）し、火災化する。	・不燃性の床の上に置いて使用すること。
□	ラーメンをガスコンロで茹でた後、一旦コンロの火を消し、その場を離れ、1時間後に戻ってきたところ、台所の壁体と防熱板の間から煙が出ており、火災の発生に気付く。	・コンロと壁の距離をとること。 ・熱を伝えない材料を壁との間にはさむこと。

※ 「低温着火」について、木材は一般的に400度ほど過熱しないと燃え出すこと（発火）はない。しかし、コンロやストーブなどから出る熱を長期間受け続けると、木材の水分などが蒸発し、木材に小さな穴が多数できる。その穴に酸素が入り込み、酸化熱が蓄積されて、内部の木材が炭化状態になる。この状態になると、100度程度の低温でも木材に着火することがあり、このことを「低温着火」という。

液体燃料を使用する器具による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該器具を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 液体燃料を使用する器具の取扱いの基準（第1項関係）

- (1) 第1号は、液体燃料を使用する移動式ストーブ及び移動式コンロを設置する場合の可燃物等からの離隔距離について定めたものである。なお、本項でいう移動式ストーブ及び移動式コンロは、JIS又はこれと同等以上の基準に適合したものに限られる。これらの器具には、5のとおり証票が付されている。
- (2) 第2号は、移動式コンロ又は移動式ストーブが火源となって、可燃性のガス又は蒸気に引火することを防止するために定めたものである。この規定の趣旨に基づいて、コンロ又は移動式ストーブの使用中に、引火するおそれのある可燃性のガス又は蒸気を出す物品を取り扱うことは火災予防上大変危険であり、このような行為は避けるべきである。なお、「可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、第3条第1項第3号の「可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置」と同じである。
- (3) 第3号は、平常時のみでなく、地震が発生した場合の可燃物の落下について規制したものであり、振動等により容易に可燃物が落下するような場所での使用は避けるべきである。

【第22条（液体燃料を使用する器具）】

- (4) 第4号は、火を使用する器具自体に対して規制したもので、地震による振動や落下の影響がない場所で使用をすることを定めている。
- (5) 第5号は、移動式ストーブ又は移動式こんろの使用に際し、下部への伝導熱等による火災発生の危険を排除しようとする規定である。木造の床や畳の上で使用する場合は、伝導熱を遮熱できる不燃性の台上で使用しなければならない。
- (6) 第6号は、当然の事項を規定したものであるが、出火原因からみても、故障や破損した状態で使用を継続した場合における火災発生が多いことから、規定したものである。
- (7) 第7号は、移動式ストーブ又は移動式こんろは、それぞれ炊事や暖房等の特定の用途で使用されることを想定して造られており、通常機能上、他の器具の代用として用いられることは想定して造られていない。このため、想定外の使用による場合は、当然火災危険が生じるので、これを禁止したものである。
- (8) 第8号は、構造上予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止し、器具の安全性を越えた使用がなされることを禁止するために定めたものである。
- (9) 第9号は、器具が正常であっても、周囲の整理整頓、清掃等がなされていないならば、火災発生の危険性を生じさせる可能性があるために定めたものである。
- (10) 第9号の2は、平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、平成26年の条例改正により追加されたものである。詳細は、7を参照すること。
- (11) 第10号は、使用に際し、燃料に引火するおそれがあり、火災発生の危険性が高くなることから、基本的事項であるが、特に規定したものである。
- (12) 第11号は、使用中に器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものである。燃料の補給に際しては、注意していても漏れを生じさせてしまうことがあり、漏油が器具自体の熱で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災化するおそれがある。特に本号が設けられたのは、可燃性液体の消火には、一般に水が使用できないため消火が困難であるという特性を重視したことによるものである。このことから、燃料の補給に際しては、一旦消火したことを確認してから行わなければならない。
- (13) 第12号は、液体燃料が床又は畳上に漏出すると、浸透拡大して出火した際、大きな炎となるので、漏油をほかに染み込ませたり、拡大させたりしないために、皿を設けることを規定したものである。なお、皿の上の漏油は、常に拭き取っておくことが望ましい。
- (14) 第13号は、点検及び整備は、器具の機能等について熟知した者に行わせることとした規定である。「必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定める者」は、規則第5条第1号において「消防長が指定する機関において、液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備のために必要な知識及び技能を修得するための講習を受け、これを修了した者及びこれに準ずる者として消防長が適当と認めたもの」となっている。また、「消防長が指定する機関」については、「札幌市火災予防規則第5条第1号の規定に基づき消防長が指定する機関」（平成13年札幌市消防局告示第5号）において「(一財)日本石油燃焼機器保守協会」が指定されている。よって、本号の対象者については、当該協会から「石油機器技術管理士資格者証」の交付を受けた者等が想定される。

3 液体燃料を使用する移動式ストーブの取扱いの基準（第2項関係）

- (1) 本項は、移動式ストーブにあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものであり、対震自動消火装置の義務付けは、JIS S2019（自然通気型開放式石油ストーブ）に基づくものである。
- (2) 耐震自動消火装置の付いた機器（(一財)日本燃焼機器検査協会の認証マークには、「対震自動消火装置付」と表示）は、一定規模以上の地震等を感知して自動的に消火するものであり、JIS及び検査基準ではその構造と性能を規定している。概要については、以下のとおりである。
 - ア 「周期0.3秒、0.5秒、0.7秒のそれぞれにおいて」

【第22条（液体燃料を使用する器具）】

(ア) 100ガル（100センチメートル毎秒毎秒（ cm/S^2 ））で加振した時、10秒以下で消火装置が作動しないこと。

(イ) 200ガル（200センチメートル毎秒毎秒）（※）で加振した時、10秒以内に消火すること、又は5秒以内に燃焼を遮断し、かつ、落下可燃物の着火性試験により、発炎、着火しないこと。なお、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。

※ 「ガル」とは、地震動の大きさを加速度で表したもので、1秒につき毎秒1センチメートルの速さの変化を生ずる加速度をいい、振動の激しさを表す数値として使われる。

※ 半密閉式の石油ストーブで燃料消費量が2,200グラム毎時を超える機器、油だき温風暖房機、石油小型給湯器、油だきボイラーの振動加速度を170ガル（170センチメートル毎秒毎秒）としている。

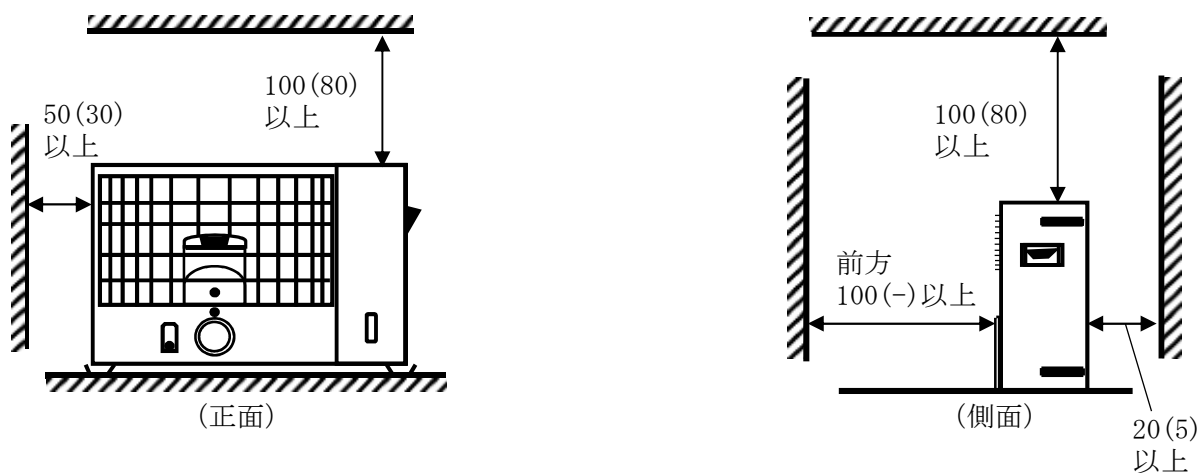
イ 日常生活で起こる振動により、その都度作動していたのでは使用上好ましくないので、100ガルで作動しない旨の下限を設けている。

ウ 地震の大きさによっては、人為的に消火操作できないことがあるので、200ガル又は170ガルで消火することとしている。これは、震度階級の震度5弱から震度5強（80～250ガル（センチメートル毎秒毎秒）の振動加速度）に相当する。また、震度5弱から震度5強で必ず作動するかどうかについては、地盤、建物構造及び使用場所等により、使用している機器が受ける振動加速度が違うので、震度5弱又は震度5強と発表された地域においても作動しないことがある。

4 一般的な設置例

一般的な設置例として、「6 離隔距離」の数値（単位：センチメートル）を図で示すと、下図のとおりとなる。

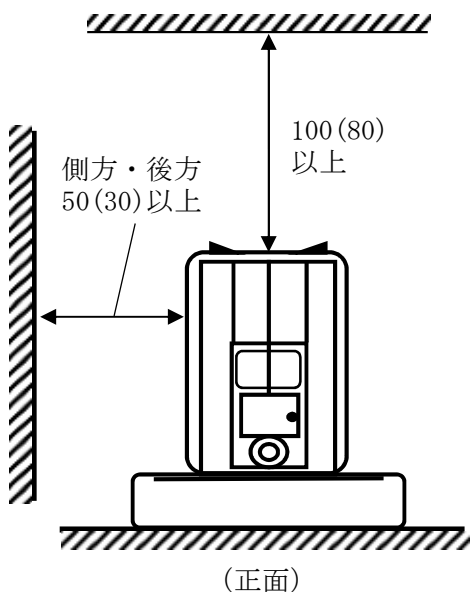
(1) 移動式ストーブ・開放式・放射型（入力7キロワット以下）



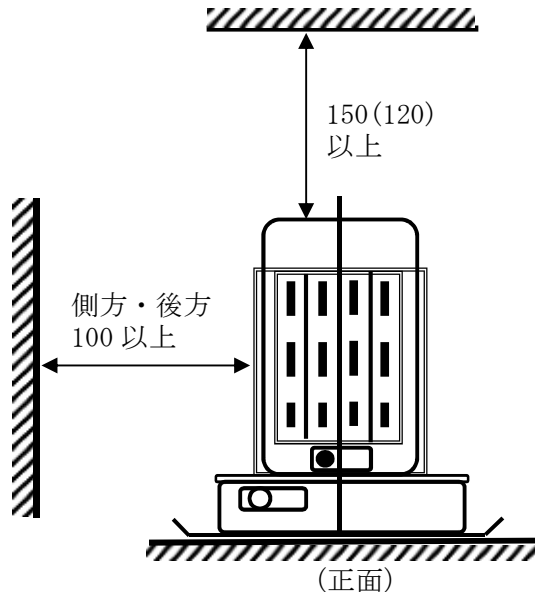
※ （ ）内の数値は、防熱板取付など不燃措置した場合の寸法（以下、本条【解説】において同じ。）

(2) 移動式ストーブ・開放式・自然対流型

ア 入力7キロワット以下

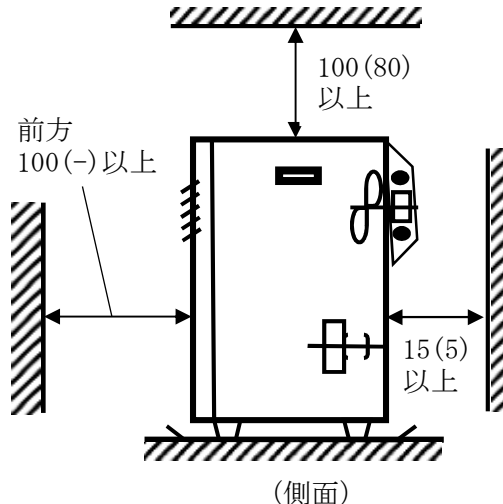
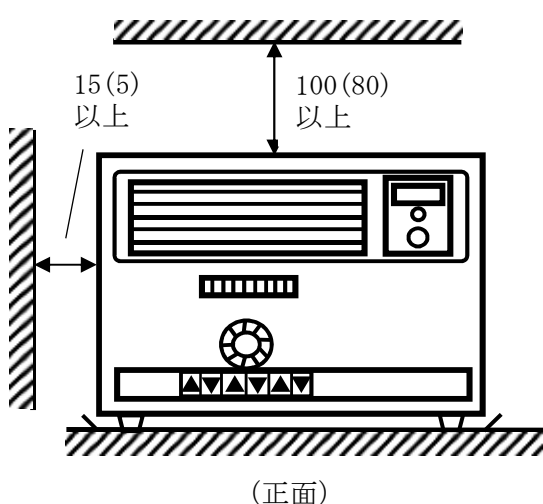


イ 入力7キロワットを超え12キロワット以下



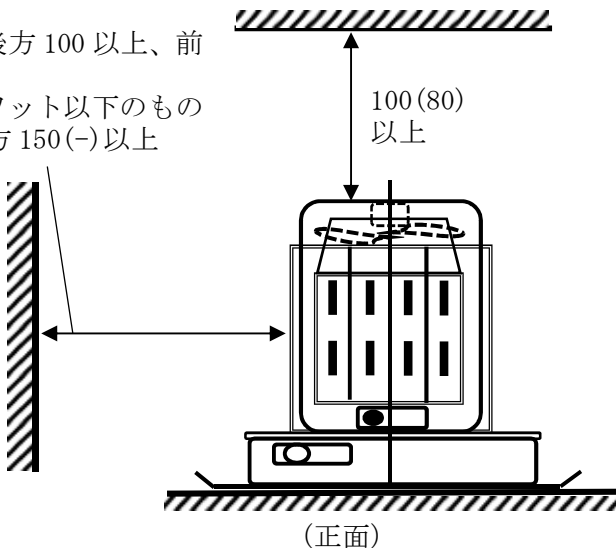
(3) 移動式ストーブ・開放式・強制対流型

ア 温風を前方に吹き出すもの（入力12キロワット以下）

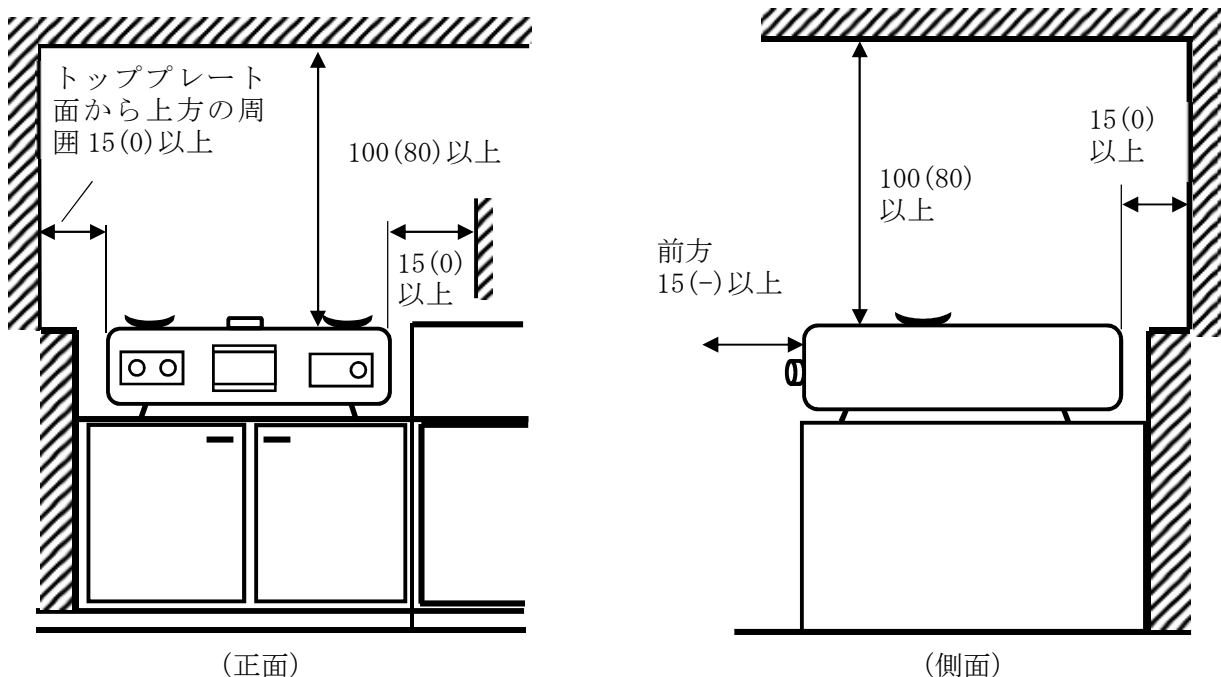


イ 温風を全周方向に吹き出すもの

- ・ 7キロワット以下は、側方・後方 100 以上、前方 100(-)以上
- ・ 7キロワットを超え 12 キロワット以下のものは、側方・後方 150 以上、前方 150(-)以上



(4) 移動式こんろ（入力6キロワット以下）



5 証票の表示

本条の移動式ストーブ及び移動式こんろは、日本産業規格（JIS）又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限られ、これらのものには、次のいずれかの証票が付与されている。

日本産業規格（JIS）に適合					
液体燃料	第三者機関が認証したもの	一般財団法人 日本燃焼機器検査協会			
	消費生活用製品安全法に適合したもの				

6 離隔距離（別表第3関係）

(1) 移動式ストーブ

種類			入力	距離（センチメートル）				
				上方	側方	前方	後方	
不燃以外	開放式	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	
		自然対流型	7キロワットを超え 12キロワット以下	150	100	100	100	
			7キロワット以下	100	50	50	50	
		強制 対流型	温風を前方に吹 き出すもの	12キロワット以下	100	15	100	15
			温風を全周に吹 き出すもの	7キロワットを超え 12キロワット以下	100	150	150	150
				7キロワット以下	100	100	100	100
不燃	開放式	放射型	7キロワット以下	80	30	—	5	
		自然対流型	7キロワットを超え 12キロワット以下	120	100	—	100	
			7キロワット以下	80	30	—	30	
		強制 対流型	温風を前方に吹 き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5
			温風を全周に吹 き出すもの	7キロワットを超え 12キロワット以下	80	150	—	150
				7キロワット以下	80	100	—	100

備考

ア 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。（2）について同じ。

イ 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。（2）について同じ。

ウ 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。（2）について同じ。

エ 「開放式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスをそのまま室内へ排出するものをいう。

(2) 移動式こんろ

種類			入力	距離（センチメートル）			
				上方	側方	前方	後方
不燃以外			6キロワット以下	100	15	15	15
不燃			6キロワット以下	80	0	—	0

7 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合の留意事項（第1項第9号の2関係）

(1) 本号でいうところの「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、屋外・屋内の別を問わない。具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりをもつものを対象とし、町内会で開催される夏祭り等のイベントや学校祭なども対象となる。一方、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大

【第22条（液体燃料を使用する器具）】

会、学校祭でも当該学校に在籍している生徒と先生以外の者は立ち入らないもののように相互に面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は、本号の対象外としている。ただし、火を使用する器具を扱うということは、何らかの火災危険が存在することになることから、第2章に規定する「市民が主体的に行動するための基本的事項」に鑑み、例えば、器具の近傍に水バケツを用意するなど、万が一のための消火準備をしておく必要がある。

(2) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器（消火器の技術上の規格を定める省令第1条の2第1号に規定する消火器のうち、対象火気器具等の種別及び周囲の可燃物等の消火に適応したものに限る。）の準備をした上で使用する必要がある。

(3) 「対象火気器具等」とは、政令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいい、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」第18条において、①気体燃料を使用する器具、②液体燃料を使用する器具、③固体燃料を使用する器具、④電気を熱源とする器具、と定められている。当該器具の具体例については、「催し等における火気器具等の取扱い及び防火管理に係る運用の手引」（平成26年7月作成。札幌市公式ホームページ掲載）において、以下のとおり示されている。

●対象火気器具等の例



(こんろ)



(グリドル)



(発電機)



(たこ焼き器)



(たい焼き器)



(焼き鳥器)



(ポップコーン機)



(わたあめ機)



(ストーブ)

【第22条（液体燃料を使用する器具）】



（七輪）



（火消つぼ）

【参考】感染症予防に係る飛まつ感染防止を目的としたビニールシートについて

感染症の飛まつ感染を防ぐためにビニールシートを設置する場合は、飛まつ防止用シートに起因する火災に十分注意しなければならない。過去の事例では、大阪市の商業施設においてライターを購入した客が試しに点火したところ、当該シートに着火する火災が発生している。シートの材質によっては、着火及び燃焼しやすいものがあることから、以下の点に留意する必要がある。

- 1 火気や熱を発する機器から距離をとること。
こんろなどの火気や白熱灯のような照明器具からは、離して設置する必要がある。
- 2 自動火災報知設備やスプリンクラー設備の近くに設置しないこと。
正常な動作の妨げになるほか、シートを設置したことにより当該設備の未警戒部分が発生し、消防法令違反となる場合がある。
- 3 燃えにくい素材のものを選ぶこと。
難燃性、不燃性のあるものや防災品が推奨される。
- 4 同じ素材なら板状のものを選ぶこと。
フィルム状のものに比べて燃え広がりにくい。